

令和 8 年小田原市議会 9 月定例会議案

(報告第 2 1 号～報告第 2 6 号)

令和 8 年 9 月 1 日提出

目 次

報告第 2 1 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 2 2 号	専決処分の報告について……………	3
報告第 2 3 号	専決処分の報告について……………	5
報告第 2 4 号	専決処分の報告について……………	6
報告第 2 5 号	専決処分の報告について……………	7
報告第 2 6 号	専決処分の報告について……………	8

報告第 2 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 14 日

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、同令の用語を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

- (1) 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年小田原市条例第５８号）第７条
- (2) 小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年小田原市条例第５９号）第７条

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

令和 ８ 年 ８ 月 １ ４ 日

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

地方自治法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 2 3 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 8 年 7 月 1 日 |
| 2 | 損 害 賠 償 額 | 5 9 , 8 6 2 円 |
| 3 | 相 手 方 | 市外在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 令和 7 年 4 月 1 5 日午後 4 時頃、相手方車両が市内沼代
1 0 2 6 番付近の広域農道小田原中井線を走行していたところ、
道路上に垂れ下がった植物の蔓に接触し、車両の左サイドミラー
が破損した。 |

報告第 2 4 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 8 年 7 月 1 0 日
- 2 損 害 賠 償 額 6 8 , 2 0 0 円
- 3 相 手 方 市内在住者
- 4 事 故 の 概 要 令和 6 年 1 2 月 1 日午後 1 1 時頃、市内曾我別所地内において、準用河川剣沢川用地内の樹木の枝が強風により折れ、隣接する相手方所有の倉庫の屋根に落下し、これを破損させた。

報告第 25 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 8 年 7 月 31 日
- 2 損害賠償額 104,500 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 8 年 5 月、市内城山二丁目 967 番 1 付近の城山公園内の樹木が強風により倒れ、隣接する相手方所有のフェンスに接触し、これを破損させた。

報告第 26 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

医療事故による損害賠償の額の決定について

- 1 専決処分年月日 令和 8 年 8 月 10 日
- 2 損害賠償額 3, 076, 275 円
- 3 相手方 患児の父
患児の母
患児
- 4 事故の概要 令和 5 年に小田原市立病院（現小田原市立総合医療センター）において、熱性痙攣のため救急搬送されてきた小児患者に点滴治療を開始したところ、血管外漏出を生じ、点滴刺入部に腫脹と水疱を発生し、その周囲が皮膚壊死に至り、痕が残った。